

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方

令和4年6月22日

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」(以下「規則」という。)に関する考え方(以下「規則の考え方」という。)は、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備に資するため、規則の運用等に当たっての留意事項や具体例を示すものである。</li> <li>なお、協会員が業務上取得する法人関係情報の漏えいや不正利用による不公正取引を防止するためには、自社の法人関係情報の管理態勢について形式的な整備に留まることなく、自社の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等に応じた実効性のある管理態勢の整備を図る必要があることに留意する。</li> <li>協会員は、自社の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等に応じて、「規則の考え方」に示す留意事項や具体例の項目について、必ずしも社内規則等にすべてを規定する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。また、「規則の考え方」で定義、使用する用語等についても、協会員の社内規則等において、必ずしも同一の用語等を使用する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。</li> <li>協会員が金融グループに所属する場合は、グループ全体の業務の適切性の確保の観点から、グループ内各社との連携を図るように留意する。</li> </ul> <p>※「規則の考え方」において、「金融グループ」とは、第一種金融商品取引業者を含む複数の金融機関により構成するグループをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会員が国際的に活動する金融グループに属している場合は、例えば、グローバルのグループベースで組織的な方針、手続を定め、各国法規制を遵守しつつ、業務の内容・規模等を踏まえて適切な管理を行うこと等が考えられる。</li> </ul>
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 法人関係情報 金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則における、法人関係情報の定義は金融商品取引業等に関する内閣府令に規定されたものと同一である。</li> <li>自社又は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条に規定する親会社、子会社、関連会社若しくは関係会社の関係にある会社(以下あわせて「自社等」という。)が金融商品取引所に上場している協会員においては、自社等に関する法人関係情報も規則の対象となることに留意する。</li> <li>協会員は、法人関係情報の漏えいや不正利用を防止するために、現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報(例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資本調達ニーズに関する情報等)について、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、取得した際報告する、電子ファイルを含む書類により管理を行う、又は業務上必要な場合を除き、伝達制限の対象とすること等が考えられる。</li> <li>法人関係情報を取得している協会員は、それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報(以下「示唆情報等」という。)に関しても、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、業務上必要な場合を除き、伝達を制限することが考えられる。例えば、次のようなものが示唆情報等に該当すると考えられる。</li> </ul> <p>イ 法人関係情報を取得していることを示唆する情報(示唆情報)</p> <p>…例えば、増資案件が存在することを直接的にほめかす場合に限らず、管理部門が、所定の手続に則って、アナリストに対してアナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達する場合や営業部門によるブロック取引の事前確認に対して法人関係情報の存在を理由に取引不可とされている旨を伝達する場合の当該情報等も示唆情報等となり得ると考えられる。</p> <p>ロ いわゆる「ノンネーム」での増資等の情報</p> <p>…例えば、法人関係情報を取得している場合において、銘柄名は伝達しないものの、業種、増資の時期、増資の規模等の一部又は全部について伝達することにより法人関係情報の存在を推知し得る場合における当該情報なども示唆情報等となり得ると考えられる。</p> <p>※以下、「規則の考え方」において、現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報と示唆情報等をあわせて「関連情報」という。</p> <p>※市場における噂や新聞記事それ自体のみを伝達する際、伝達者が当該噂や新聞記事に係る情報に関する法人関係情報又は示唆情報等未取得していない場合は、当該情報は示唆情報等に含まれないと考えられる。</p>

自主規制規則	自主規制規則の考え方
	<p>※「示唆情報」、「示唆情報等」、「関連情報」の用語は、協会員において法人関係情報の管理態勢等を整備するにあたり必要と考えられる概念を示すものであり、協会員の社内規則等において、必ずしも同一の用語等を用いる必要はない。また、上記に示した各種情報について、例えば、「法人関係情報等」として一括して管理することを妨げるものではない。</p>
<p>2 管理部門 法人関係情報を統括して管理する部門(法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者)をいう。</p> <p>3 法人関係部門 主として業務(金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。)を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性が高い部門をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会員は、自社の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等に応じて、法人関係情報の適切な取扱いのために、必要に応じて管理部門及び法人関係部門以外の他の部門を定義し、規則第4条各号に掲げる事項について当該他の部門の業務等に応じて必要な取扱いを定めることが考えられる。他の部門としては、例えば、次のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 営業部門（業務のうち、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門）</li> <li>ロ トレーディング部門（業務のうち、主として自己取引又は委託取引の執行を行う部門）</li> <li>ハ 調査部門（「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」第2条第4号に規定する調査部門※） <ul style="list-style-type: none"> <li>※アナリスト・レポートの作成を行う協会員における部門をいう。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>また、例えば経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合、当該役員等に関しても、必要に応じて定義し、規則第4条各号に掲げる事項について必要な取扱いを定めることが考えられる。</li> <li>協会員は、自社の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等に応じて、管理部門及び法人関係部門以外の部門は共通の規定で足りると判断する場合は、他の部門を定義し、取扱いについて規定する必要はないと考えられる。</li> </ul>
<p>(法人関係情報の管理部門の明確化)</p> <p>第3条 協会員は、管理部門を定めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則において管理部門とは、コンプライアンス部門全般を指すのではなく、法人関係情報の統括管理を行う部署を指すことに留意する。(規則第2条第2号参照)</li> </ul>
<p>(社内規則の制定)</p> <p>第4条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則第4条各号で掲げる社内規則で規定すべき事項は、必ずしも全社的に適用される社内の規則にすべてを規定するのではなく、協会員の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等に応じて、例えば、特定の部門に適用される規則や具体的方法等に関し社内ガイドライン等で規定することも考えられる。また、規則第4条各号で掲げる事項の内容を包括的に社内規則等に規定することも考えられる。</li> <li>協会員が金融グループに所属する場合は、自社の社内規則が金融グループ内の他社における社内規則と矛盾せず、適切な連携が図れるものとなっているか、法人関係情報の管理が適切に行える状況となっているか等に留意する。なお、協会員が金融グループ内の他社から顧客に関する非公開情報を取得した場合において、当該情報が上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと考えられるときは、協会員は当該情報を法人関係情報として管理する必要があることに留意する。</li> <li>協会員が国際的に活動する金融グループに属している場合は、各国法規制を遵守しつつ、自社の社内規則が金融グループ内の他社における社内規則と矛盾せず、適切な連携が図れるものとなっているか、法人関係情報の管理が適切に行える状況となっているか等に留意する。</li> </ul>
<p>1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人関係情報を取得した際の手続としては、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 取得者（役員・職員の場合それぞれ）が報告する事項（取得した情報の内容、取得日時、情報の提供元等）</li> <li>ロ 取得者が報告すべき相手（管理部門の長、部長等）</li> <li>ハ 取得者が報告する方法（社内システム、報告文書等）</li> <li>ニ 報告を受けた者が行うべき行動（更なる上位者への報告、取得者への指示等）</li> </ul> </li> </ul>
<p>2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得した情報の管理手続としては、Need to Know 原則を踏まえ、規則第6条に関する「規則の考え方」に示す事項について、協会員の業態、社内組織、規模、立地、システム環境等に応じて、具体的に規定することが考えられる。</li> <li>このとき、法人関係部門における管理、管理部門における管理又は他の部門における管理の手続や方法が異なる場合は、必要に応じて、それぞれについて規定することが考えられる。</li> </ul>

自主規制規則	自主規制規則の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「Need to Know 原則」とは、顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則を指し、欧米においては顧客等に関する非公開情報を共有する範囲の管理について規制及び実務において採られている考え方である。</li> <li>※例えば、米国証券取引委員会 (SEC) が公表したスタッフレポート (Staff Summary Report on Examinations of Information Barriers: Broker-Dealer Practices Under Section 15(g) of the Securities Exchange Act of 1934 (SEC, 2012, p.26)) では、同原則の具体的な運用について以下のとおり述べられていることが参考となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ほとんどのブローカー・ディーラーでは、機密情報を知る必要 (Need to Know) がない限り、他のパブリックサイドやプライベートサイドの社員と機密情報について協議しないよう定めた文書化された方針を作成している。</li> <li>✓ 基本的に、M&amp;A 及び資本市場取引に関する情報は、利益相反の懸念と MNPI (重要未公開情報) が拡散することを制限するために、通常、ディールチームのメンバーに限定されている。</li> </ul> </li> </ul>
3 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理部門の明確化とは、協会員において法人関係情報の管理を誰が責任をもって行っているかを周知、徹底することを指し、できる限り具体的に担当部署又は役職者を指定することが考えられる。例えば、内部管理全般を管理する部署 (例、コンプライアンス部) のうち、特定のセクション (例、法人関係情報管理課) がその任に当たる場合は、その部署又は役職者 (例、法人関係情報管理課長) を指定することなどが考えられる。</li> <li>・管理部門における情報の管理手続は、規則第 6 条に関する「規則の考え方」に示す事項に準じて規定することが考えられる。</li> </ul>
4 法人関係情報の伝達手続に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止する観点から、法人関係情報は、Need to Know 原則を踏まえ、業務上必要な場合において所定の手続 (例、管理部門の承認等) に則るときを除き、社内又は社外のいずれにも伝達を行ってはならないものと考えられる。このような点に留意して、法人関係情報の伝達手続について、社内規則等を定めることが考えられる。</li> </ul>
5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人関係情報の消滅としては、例えば、次のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 発行体等が当該情報について開示書類等により公表した場合</li> <li>ロ 発行体等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合</li> </ul> </li> <li>・将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報として管理している場合において、相当な期間 (具体的な期間については協会員が規定する) を経過したにもかかわらず、当該情報に係る案件について法人関係情報となるような具体的な進展がみられず、かつ合理的に判断した結果、投資判断に影響を及ぼすような情報として認められない場合は、当該情報を抹消することが考えられる。</li> <li>・発行体等から法人関係情報又は将来法人関係情報となる蓋然性が高い情報を取得した者及び管理部門は、管理している情報が公表されていないか、又は当該案件が中止されていないか等、当該情報の管理を解除する状態にないかを定期的に確認する必要があると考えられる。</li> <li>※協会員が所属する金融グループにおいて法人関係情報を含む情報共有がなされている場合には、法人関係情報の消滅又は抹消について情報を得た際に、必要に応じてグループ内で情報共有を行うことが考えられる。</li> <li>・法人関係情報又は将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報の消滅又は抹消手続としては、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 当該情報の消滅を知った場合の報告方法 (社内システム、報告文書等)</li> <li>ロ 管理部門における当該情報の抹消方法</li> <li>ハ 当該情報の登録内容の適宜の見直し (一部抹消等)</li> </ul> </li> </ul>
6 禁止行為に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止行為に関しては、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法人関係情報は、Need to Know 原則を踏まえ、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内又は社外のいずれにも伝達禁止である旨</li> <li>ロ 規則第 2 条第 1 号に関する「規則の考え方」で示した関連情報についても、Need to Know 原則を踏まえ、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内又は社外のいずれにも伝達禁止である旨</li> <li>ハ 管理部門又は法人関係部門以外の部門の者から管理部門又は法人関係部門に対して、法人関係情報及び関連情報 (対象とする関連情報の範囲は協会員が必要に応</li> </ul> </li> </ul>

自主規制規則	自主規制規則の考え方
	<p>じて規定する。以下、本号において同じ。) について不正な情報追求や詮索を行ってはならない旨、並びに管理部門又は法人関係部門の者は、当該情報追求や当該詮索に対し回答してはならない旨</p> <p>ニ アナリストに対して、法人関係情報及び関連情報の有無を詮索する行為（社内の規則や業務フロー等に応じてどのような行為が該当するかを規定する）をしてはならない旨、並びにアナリストは、当該詮索に対し回答してはならない旨</p> <p>ホ 法人関係情報又は関連情報に基づいて、自己の取引（トレーディング）を行ってはならない旨</p> <p>へ 役職員は、法人関係情報又は関連情報に基づいて、自己投資を行ってはならない旨</p> <p>ト 顧客に対して法人関係情報又は関連情報を提供して勧誘を行ってはならない旨</p> <p>チ 法人関係情報又は関連情報を知った場合は、当該法人関係情報について公表がされたこととなる前に売買等をさせることにより顧客に利益を得させ、又は当該顧客の損失の発生を回避させる目的をもって、当該顧客に対して当該売買等をするを勧めて勧誘を行ってはならない旨</p> <p>※なお、上記イ、ロ等の「業務上必要な場合」及び伝達に必要な所定の手続については、協会の業態、社内組織、規模、自らが所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等に応じて、例えば、法人関係部門内での情報伝達の場合やM&amp;A業務における社外の関係者への情報伝達の場合等についてあらかじめ規定することが考えられる。</p> <p>※上記イ、ロには、法人関係情報又は関連情報を市場における噂や新聞記事として伝達する場合を含む。</p>
7 その他協会が必要と認める事項	<p>・その他の事項としては、協会の業態、社内組織、規模、自らが所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等に応じて、例えば、次のような事項について必要に応じて規定することが考えられる。</p> <p>イ 調査部門（又はアナリスト）に対する営業部門（金融グループ内の他社の部門を含む。）からの照会及び回答に関する手続</p> <p>ロ 顧客（金融グループ内の他社の顧客を含む。）から不当な情報提供要求があった場合の対応について</p>
<p>（法人関係情報を取得した際の手続）</p> <p><b>第 5 条</b> 協会は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続を定めなければならない。</p>	<p>・規則第 4 条第 1 項に関する「規則の考え方」を参照。</p>
<p>（法人関係情報の管理）</p> <p><b>第 6 条</b> 協会は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。</p>	<p>・社内又は金融グループ内の他社の部門を問わず、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないように管理するために、協会は、組織上の障壁、物理上の障壁、システム上の障壁等を設けることが考えられる。</p> <p>・組織上の障壁としては、例えば部門やレポーティングラインの分離、役職員の兼職の制限等の措置を行うことが考えられる。</p> <p>・物理上の障壁としては、法人関係部門について、自社の社内組織や法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、例えば、法人関係部門の設置場所、レイアウト、入出制限（施錠管理等）及び文書管理等を考慮することが考えられる。</p> <p>・システム上の障壁としては、例えば法人関係情報へのアクセス権限の管理等の措置を行うことが考えられる。</p> <p>・法人関係情報に加えて、規則第 2 条第 1 号に関する「規則の考え方」で示した「関連情報」についても、規則第 6 条に関する「規則の考え方」に準じて取り扱うことが考えられる。</p>
2 協会は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から物理的に隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。	<p>・法人関係情報が記載された書類等の管理方法としては、協会の法人関係部門の設置場所、レイアウトや法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、適切な管理方法を定めることが考えられる。</p>

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<p>3 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人関係情報が記載された電子ファイル等の管理については、協会員の社内組織やシステム環境等を勘案し、必要に応じてアクセス権限の設定や電子メールの利用方法等を定めることが考えられる。</li> </ul>
<p>(管理態勢の充実)</p> <p>第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的な検査等のモニタリングを行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「定期的な検査等のモニタリング」とは、協会員の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等に応じて、例えば、次のようなものが含まれると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 検査等を担当する部署が行う定期的な又は随時の検査等</li> <li>ロ 法人関係部門又はその管理を行う部門等が行う定期的な又は随時の点検（いわゆる「自店検査」等）</li> <li>ハ 法人関係部門又はその管理を行う部門等が行う日常的な点検</li> </ul> </li> <li>検査等を担当する部署が行う定期的な検査等のサイクルは、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、設定することが考えられる。</li> <li>例えば、検査等のサイクルが一定期間以上（協会員の規模等に応じ、例えば1年超）の間隔となる場合には自店検査や日常的な点検等をあわせて行うことにより、モニタリング態勢を構築することも考えられる。</li> <li>自店検査や日常的な点検としては、例えば、法人関係部門の管理者等が、規則第6条で規定する法人関係情報の管理について、「規則の考え方」に沿った適切なものとなっているかについて、協会員の業態、規模、社内組織、システム環境等を勘案し、書類の保管、アクセス権限の設定、通話録音及び電子メール等について、随時サンプル調査を行うこと等が考えられる。</li> <li>管理部門及び法人関係部門以外において法人関係情報の管理が必要となる場合は、管理責任者を設けたうえで上記法人関係部門等におけるモニタリングの考え方に準じた対応を行うことが考えられる。</li> </ul>
<p>(規則の考え方)</p> <p>第 8 条 本協会は、協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について、『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」において定めるものとする。</p>	